

岡山市移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 岡山市移住支援金の交付等に関する報告及び立入調査について、岡山県又は岡山市から求められた場合は、それに応じます。
- 2 以下の場合には、岡山市移住支援金交付要綱に基づき、岡山市移住支援金（以下「移住支援金」という。）の全額又は半額を返還します。
 - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の申請等をしたことが判明した場合：全額
 - (2) 移住支援金の申請日から 3 年未満で岡山県外へ転出した場合：全額
 - (3) 移住支援金の申請日から 1 年以内に移住支援金の要件を満たす就業証明書の職を辞した場合：全額
 - (4) 起業支援金に係る交付決定を取り消された場合：全額
 - (5) 移住支援金の申請日から 3 年以上 5 年以内に岡山県外へ転出した場合：半額
- 3 私（申請者）は、日本人であること又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有していることを誓約します。
- 4 私（申請者）を含む世帯員の全員が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないことを誓約します。

岡山市移住支援金の交付申請に係る個人情報の取扱いに関する同意事項

- 1 岡山県及び岡山市は、岡山市移住支援金の交付に際して得た個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認することに同意します。(岡山県及び岡山市は、当該個人情報について、岡山県及び岡山市が定める個人情報保護条例等の規程に基づき適切に管理し、事業の実施のためだけに利用します。)
- 2 移住支援金の支給要件、返還要件等に該当するかどうか確認するために、岡山市が必要な範囲において住民基本台帳の記載事項を確認すること及び就業先への調査等による就業状況確認などを実施することに同意します。
- 3 暴力団員等でないことを確認するため、本申請に関する個人情報を岡山県警察本部その他関係機関に照会することについて同意します。
- 4 岡山市税納付状況を、岡山市長が確認することについて同意します。